

(2022年10月1日現在)

未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は、全ての普通預金(無利息型普通預金含む)及び貯蓄預金取引に適用されます。なお、令和3年3月31日以前に開設された普通預金(無利息型普通預金含む)及び貯蓄預金取引については令和4年10月1日を基準日として適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動(以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金(無利息型普通預金含む)及び貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの住所、氏名に宛て通知を発信します。なお、この通知が延着、または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当金庫が定める任意の日に当金庫所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
なお、翌年以降も当該口座が未利用口座である場合、同様の手続により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料対象口座から除きます。
 - ① 未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ② 当金庫で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、生命保険等の取引が1円以上ある場合
 - ③ 当金庫で、融資取引(カードローン含む)がある場合
 - ④ その他当金庫が判断した場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引落し後、同口座を解約します。
この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務は負わないものとします。
- (2) 前1項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引落し済みの未利用口座管理手数料は返却しません。
- (2) 解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上